

2021年2月15日
ちばぎん証券株式会社

令和3年福島県沖を震源とする地震による災害に伴う被害を受けた方々への支援について

令和3年福島県沖を震源とする地震により被災されました皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧をお祈り申し上げます。

弊社は、被災者の方々や被災地の救援・復旧に役立てていただくため、災害救助法適用市町村（注）にお住まいの皆さまに対し、以下のような可能な限りの便宜を図り、全面的にご支援させていただきます。

- ・お届け印等を紛失された皆さまに対する可能な限りの便宜措置
- ・お預り有価証券の売却・解約代金の受渡日以前のお支払いの申出があった場合の可能な限りの便宜措置

（注）災害救助法適用市町村

福島県：福島市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、岩瀬郡鏡石町、大沼郡会津美里町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡浪江町、相馬郡新地町

○最新の適用市区町村につきましては、内閣府ウェブサイトをご確認ください。

[令和3年福島県沖を震源とする地震にかかる災害救助法の適用について【第1報】（内閣府ホームページ）](#)

2021年2月14日時点の財務局・日本銀行発表資料に基づき記載しています。

以上